

# 運搬確認証

原規規発第 1907103 号  
令和元年 7 月 10 日

国立大学法人 京都大学  
学長 山極 壽一 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条第 2 項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 6 月 12 日付け 19 京大施環化第 56 号（令和元年 6 月 26 日付け 19 京大施環化第 60 号による点検の記録）をもって確認の申請のあった車両運搬については、同法第 59 条第 2 項の規定に基づき、当該運搬に関する措置（運搬する物についての措置に限る。）が同規則に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、同規則第 20 条の規定に基づき、運搬確認証を交付します。

## 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 : 国立大学法人 京都大学  
住所 : 京都府京都市左京区吉田本町  
代表者 : 学長 山極 壽一

2. 運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量

- (1) 種類 : 照射済臨界装置用燃料
- (2) 性状 :
- (3) 量 :  g-U (  g-<sup>235</sup>U )
- (4) 濃縮度 :  wt%以下

3. 核燃料輸送物の種類

BU 型核分裂性輸送物

4. 核燃料輸送物の総重量

kg 以下/輸送物

5. 収納する核燃料物質等

- (1) 重量 :  g-U 以下/輸送物  
(  g-<sup>235</sup>U 以下/輸送物 )
- (2) 放射能の量 :  GBq 以下/輸送物

主要な核種

- <sup>231</sup>Th  GBq 以下/輸送物
- <sup>234</sup>Th  GBq 以下/輸送物
- <sup>234m</sup>Pa  GBq 以下/輸送物
- <sup>235</sup>U  GBq 以下/輸送物
- <sup>238</sup>U  GBq 以下/輸送物

6. 使用する輸送容器

- (1) 名称及び個数 :  型  基
- (2) 承認容器登録番号 : 別紙のとおり
- (3) 容器承認書の年月日及び番号 : 令和元年 6 月 12 日 原規規発第 1906121 号
- (4) 承認容器として使用する期間

(5) 外形寸法

外 径 (公称) :  cm

高 さ (公称) :  cm

(6) 重 量 (公称) :  kg

7. 核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数

8. 積載方法又は混載の別  
専用積載

9. 運搬確認証の有効期間

令和  年  月  日から令和元年 10 月 9 日まで

別紙

番号	承認容器登録番号